

第 341 回月例会・報告概要

開催日：2016 年 4 月 16 日（土曜日） 10：00～

報告者：稲田 和也（山梨大学）

テーマ：保証に関する民法改正法案の規律の実務的対応

報告者コメント：民法（債権関係）改正の実現については先行きが不透明になっているものの、大学学部や法科大学院だけでなく、実務の現場でも改正を念頭とした準備が行われているようです。今回は、改正の重要点である保証を取り上げ、改正法案における規律を一瞥した上で、実務の観点からの検討を行います。

報告概要：

1. はじめに
2. 主要な改正点の概要
 - (1) 主たる債務者について生じた事由の効力（改正法案 457 条）
 - (2) 連帯保証における請求、免除、時効の絶対的効力の相対的効力化（改正法案 458 条）
 - (3) 情報提供義務の新設
 - ①委託保証の債権者による、主債務の履行状況に関する情報提供義務（改正法案 458 条の 2）
 - ②個人保証の債権者による、主債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務（改正法案 458 条 3）
 - ③主債務者による、事業用債務の委託保証の際の情報提供義務（改正法案 465 条の 10）
 - (4) 委託保証人が弁済期前に弁済等をした場合の求償権の整備（改正法案 459 条の 2）
 - (5) 委託保証に関する事前の通知・事後の通知（改正法案 463 条）
 - (6) 個人根保証等に関する特則の拡張・整備（改正法案 465 条の 2～同条の 10）

※事業用債務を主債務とする根保証の規律

主たる債務	極度額	確定期日	元本確定事由	公正証書
貸金等が含まれない	必要→効力要件 （改正法案 465 条の 2）	定めなし	改正法案 465 条の 4 第 1 項の事由	不要 書面は必要（446 条 2 項）
貸金等が含まれる	同上	5 年以内の定め 定めがないとき 3 年 （改正法案 465 条の 3）	改正法案 465 条の 4 第 1 項と第 2 項の事由	
事業用貸金等債務を含まない	同上	同上	同上	
事業用貸金等債務を含む（経営者保証）	同上	同上	同上	
事業用貸金等債務を含む（第三者保証）	同上	同上	同上	必要→効力要件 （改正法案 465 条 6）

- (7) その他改正条項

3. 実務家による影響の指摘

(1) 非金融機関である事業会社を念頭においた指摘

→遠藤元一「民法改正で変わる売買契約(6) 保証債務条項、請負契約に関する条項をどのように修正するか」ビジネス法務 2016・5・82 参照

- ①契約書に公正証書作成に関する確認規定および経営者保証については例外とする旨の規定の新設をすること、ならびに公正証書の要否は保守的に対応すべきこと
- ②報提供義務に関して提供内容や手続（個別の事業会社で工夫するのではなく、金融機関のルールを元に各会社で修正を加えるべき）を定めた条項を新設すること
- ③保証人への請求が主債務者に及ぶようにすること

(2) 金融機関実務から

- ①債権者（金融機関）として情報提供項目および情報の正確性を保証するための表明保証条項を含む書面を作成
→名藤朝気ほか「保証に関する民法改正と金融機関の実務対応」金法 2019（2015年）・44 掲載の書式参照
- ②アパートローンが事業用貸金等債務に該当するか否かが問題
- ③経営者保証に該当するかどうかの問題となるものとして、事業継承予定者、推定相続人、配偶者などがある

4. 法案提出後の裁判例の状況

改正法案の国会提出（2015年3月31）以降の裁判例でも、改正法案（またはその考え方）に影響を受けたものは見当たらない。

5. まとめ

- (1) 事業会社の場合、売掛債権・手形債権等を担保するために取引基本契約において保証を取得するときであっても、貸金等を意識的に対象としているものは少ないものと推測される。しかし、このような保証は、事業用債務を主債務とする根保証であることから、保証人が個人である場合、改正法案の次のような規律の適用を受ける。

- ①極度額の定め（改正法案 465 条の 2）
- ②債権者による情報提供義務（改正法案 458 条の 2、同条の 3）
- ③主債務者による情報提供義務（改正法案 465 条の 10）と債権者の主観的態様

- (2) 事業会社における上記（1）の保証の多くは経営者（個人）保証であると推測されるが、そうであるとする情報提供義務が問題となるケースは少ない。取得の機会が少ない分、経営陣以外の親族等から保証を取得した場合に、情報提供義務（特に改正法案 458 条の 2 や同 465 条の 10）を行う体制なり、マニュアル化がなされておらず、法的紛争の素となるおそれがある。

- (3) 合意や解釈に委ねられた事項

以上

©稲田和也&大阪企業法務研究会 2016